

ロケットモバイル通信サービス料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額(以下「税抜額」といいます。)で料金を定めます。

(注)この料金表に規定する税抜額に消費税相当額を加算した額(以下「税込額」といいます。)は消費税法第 63 条に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。但し、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注)料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

3. 当社は、当サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

5. (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

6. (料金等の支払い)

契約者は、当サービスの料金について、この料金表所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金について、当社が指定する場所において又は銀行振込又はクレジットカード支払の方法により支払っていただきます。

7. 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

8. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う当月分の料金が 50 円 (税込額) 以下であるときは、翌月末を支払期日として、当月分の利用料金と翌月分の利用料金とを合算して請求いたします。

9. 前項の定めにかかわらず当社は、翌月分の合算利用料金が再び 50 円以下であるときは、翌々月末を支払期日として、当該合算利用料金と翌々月分の利用料金とを合算し

て請求し、以後も同様とします。

また、当社は、本契約が終了した場合は、当月分の利用料金又は合算利用料金が 50 円以下か否かにかかわらず、本契約が終了した日が属する月の末日を支払期日として請求します。

10.(消費税相当額の加算)

第 27 条(料金)から第 31 条(手続に関する料金の支払義務)までの規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、税込額のみで定める場合の料金、第 1 表(基本使用料)第 2 表(通信料)に規定する国際ショートメッセージ通信料、及び第 8 表(国際アウトローミング利用料)に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りではありません。

第1表

基本使用料(国際アウトローミング利用料、及びその他のサービスの料金を除きます。)

1 適用

基本使用料の適用																									
(1)料金プラン	ア 料金プランには、次の種別があります。																								
	(ア)ワイヤレスデータ通信のみの提供を受けるもの																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神プラン</td> <td>通信速度は下り 200kbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>1GB プラン</td> <td>通信速度は下り 788Mbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>2GB プラン</td> <td>通信速度は下り 788Mbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>3GB プラン</td> <td>通信速度は下り 788Mbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>5GB プラン</td> <td>通信速度は下り 788Mbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>7GB プラン</td> <td>通信速度は下り 788Mbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>20GB プラン</td> <td>通信速度は下り 788Mbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>アゲアゲプラン</td> <td>通信速度は上り 50Mbps 以下。下り通信利用時は従量課金。解約時には 1,500 円(税抜)の契約解除手数料がかかります。</td> </tr> <tr> <td>神プラン(S)</td> <td>通信速度は下り 200kbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>1GB プラン(S)</td> <td>下り最大 400Mbps 以下。</td> </tr> <tr> <td>20GB プラン(S)</td> <td>下り最大 400Mbps 以下。</td> </tr> </tbody> </table>	プラン名称	概要	神プラン	通信速度は下り 200kbps 以下。	1GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。	2GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。	3GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。	5GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。	7GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。	20GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。	アゲアゲプラン	通信速度は上り 50Mbps 以下。下り通信利用時は従量課金。解約時には 1,500 円(税抜)の契約解除手数料がかかります。	神プラン(S)	通信速度は下り 200kbps 以下。	1GB プラン(S)	下り最大 400Mbps 以下。	20GB プラン(S)	下り最大 400Mbps 以下。
	プラン名称	概要																							
	神プラン	通信速度は下り 200kbps 以下。																							
	1GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。																							
	2GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。																							
	3GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。																							
	5GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。																							
	7GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。																							
	20GB プラン	通信速度は下り 788Mbps 以下。																							
	アゲアゲプラン	通信速度は上り 50Mbps 以下。下り通信利用時は従量課金。解約時には 1,500 円(税抜)の契約解除手数料がかかります。																							
	神プラン(S)	通信速度は下り 200kbps 以下。																							
	1GB プラン(S)	下り最大 400Mbps 以下。																							
20GB プラン(S)	下り最大 400Mbps 以下。																								
(イ) ワイヤレスデータ通信及び回線交換サービスの提供を受けるもの																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神プラン(音声)</td> <td>通信速度は下り 200kbps 以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期</td> </tr> </tbody> </table>	プラン名称	概要	神プラン(音声)	通信速度は下り 200kbps 以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期																					
プラン名称	概要																								
神プラン(音声)	通信速度は下り 200kbps 以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期																								

		間：1年（サービス開始日から12ヶ月後の月の末日まで。）
	1GBプラン (音声)	通信速度は下り788Mbps以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期間：1年（サービス開始日から12ヶ月後の月の末日まで。）
	2GBプラン (音声)	通信速度は下り788Mbps以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期間：1年（サービス開始日から12ヶ月後の月の末日まで。）
	3GBプラン (音声)	通信速度は下り788Mbps以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期間：1年（サービス開始日から12ヶ月後の月の末日まで。）
	5GBプラン (音声)	通信速度は下り788Mbps以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期間：1年（サービス開始日から12ヶ月後の月の末日まで。）
	7GBプラン (音声)	通信速度は下り788Mbps以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期間：1年（サービス開始日から12ヶ月後の月の末日まで。）
	20GBプラン (音声)	通信速度は下り788Mbps以下。最低利用期間型プランとします。最低利用期間：1年（サービス開始日から12ヶ月後の月の末日まで。）
<p>契約者は、いずれかの料金プランを選択していただきます。</p> <p>ウ 契約開始月に契約を解除した場合を除き、契約開始月の基本使用料は、支払いを要しないものとします。</p> <p>エ 前項の定めに関わらず、「アゲアゲプラン」の契約開始月の基本使用料は支払いを要するものとします。</p>		

2 料金額

2-1 契約ごとに係るもの

プラン		基本使用料(月額)
		次の税抜額
ワイヤレスデータ通信のみの 提供を受けるもの	神プラン	298 円
	1GB プラン	590 円
	2GB プラン	690 円
	3GB プラン	840 円
	5GB プラン	1,200 円
	7GB プラン	1,850 円
	20GB プラ ン	3,950 円
	アゲアゲプ ラン	1,480 円
	神プラン (S)	398 円
	1GB プラン (S)	790 円
20GB プラ ン(S)	4,100 円	
ワイヤレスデータ通信及び 回線交換サービスの提供を受けるもの	神プラン (音声)	948 円
	1GB プラン (音声)	1,250 円
	2GB プラン (音声)	1,300 円
	3GB プラン (音声)	1,400 円
	5GB プラン (音声)	1,800 円

	7GB プラン (音声)	2,400 円
	20GB プラ ン(音声)	4,670 円

2-2 特定プランの従量に応じて係るもの

アゲアゲプランの契約者は、月間の下りデータ使用量が 100MB を超過した場合、500 円(税抜)の従量料金を支払うものとします。以降、月間の下りデータ使用量が 1GB を超過するごとに 500 円(税抜)の従量課金を支払うものとします。
(※下表 10GB 以降も同様に、月間の下りデータ使用量が 1GB を超過するごとに 500 円(税抜)の従量料金を支払うものとします。)

下りデータ 使用量	100MB	～1GB	～2GB	～3GB	～4GB	～5GB	～6GB	～7GB	～8GB	～9GB	～10GB
従量料金 (税抜)	¥0	¥500	¥1,000	¥1,500	¥2,000	¥2,500	¥3,000	¥3,500	¥4,000	¥4,500	¥5,000

第 2 表 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1)通信の条件	<p>ア 契約者は、当サービスの契約者回線から通信を行うときは、当社が別に定める方法により通信の種類をあらかじめ選択していただきます。</p> <p>イ ワイヤレスデータ通信プランのみの契約者は、ワイヤレスデータ通信をご利用いただけます。但し、通信の相手方の状況により、利用できない場合があります。</p> <p>ウ 1GB プラン(1GB プラン(S)を含む)及び 2GB プランの契約者は、当日を含む 3 日間における累計の通信データ量が、360MB を超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。</p> <p>エ 3GB プランの契約者は、当日を含む 3 日間における累計の通信データ量が、500MB を超えたことを当社</p>

が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

オ 5GB プランの契約者は、当日を含む3日間における累計の通信データ量が800MBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

カ 7GB プランの契約者は、当日を含む3日間における累計の通信データ量が1GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

キ 20GB プラン(20GB プラン(S)を含む)の契約者は、当日を含む3日間における累計の通信データ量が3GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

ク 1GB プラン(1GB プラン(S)を含む)の契約者は、1料金月における累計の通信データ量が1GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

ケ 2GB プランの契約者は、1料金月における累計の通信データ量が2GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

コ 3GB プランの契約者は、1料金月における累計の通信データ量が3GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

サ 5GB プランの契約者は、1料金月における累計の通信データ量が5GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

シ 7GB プランの契約者は、1料金月における累計の通信データ量が7GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。

- ス 20GB プラン(20GB プラン(S)を含む)の契約者は、1 料金月における累計の通信データ量が 20GB を超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- セ ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手方にて接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- ソ セの規定によるほか、第 22 条(提供の中断)の規定により提供の中断があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。
- タ 契約者は、当社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。
- チ ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は別に定めるところによります。
- ツ 契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数は、当社が定める数以内とします。
- テ 契約者は、当社が定める外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。
- ト チに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事

	<p>業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>(注)セに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>						
<p>(2)同一地区内及び同一地区外通信等の適用</p>	<p>ア 固定電気通信事業者(規約別表5に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)が提供する電気通信サービスの契約者回線等との間の通信(通話モード及び64kb/s デジタル通信モードによる通信に限ります。)における同一地区内通信及び同一地区外通信は、次のとおり区分して料金を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="608 880 1326 1505"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 880 844 954">区分</th> <th data-bbox="844 880 1326 954">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 954 844 1400">(ア)同一地区内通信</td> <td data-bbox="844 954 1326 1400">本サービスの契約者回線等に接続されている移動無線装置の在圏する地域とその相互接続通信に伴って行われる他社相互接続通信の他社契約者回線等に係る通信地域間距離測定のための起算点(以下「他社側起算点」といいます。)が、同一の営業区域に係る地区内となる通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1400 844 1505">(イ)同一地区外通信</td> <td data-bbox="844 1400 1326 1505">(ア)以外の通信</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに規定する通信の区分は、通信を開始した時点の区分を適用し、その通信が終了するまで変更しません。</p> <p>ウ アに規定する通信の区分の適用は、電波の伝播状態又は他社側起算点の位置により隣接する他の地域との間のものとして取り扱うことがあります。</p>	区分	適用する通信	(ア)同一地区内通信	本サービスの契約者回線等に接続されている移動無線装置の在圏する地域とその相互接続通信に伴って行われる他社相互接続通信の他社契約者回線等に係る通信地域間距離測定のための起算点(以下「他社側起算点」といいます。)が、同一の営業区域に係る地区内となる通信	(イ)同一地区外通信	(ア)以外の通信
区分	適用する通信						
(ア)同一地区内通信	本サービスの契約者回線等に接続されている移動無線装置の在圏する地域とその相互接続通信に伴って行われる他社相互接続通信の他社契約者回線等に係る通信地域間距離測定のための起算点(以下「他社側起算点」といいます。)が、同一の営業区域に係る地区内となる通信						
(イ)同一地区外通信	(ア)以外の通信						
<p>(3)昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜</p>	<p>ア 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分がある</p>						

日・日曜日・祝日の
料金額の適用

ものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。

区分	時間帯
昼間	午前 8 時から午後 7 時までの間
夜間	午後 7 時から午後 11 時までの間
深夜・ 早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間

イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

区分	時間帯
土曜 日・日 曜日・ 祝日	土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝 日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とされた日 並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をい ます。)における午前 8 時から午後 11 時までの間

(7)当社が提供する国
際電話サービスの利
用に係る通信の料金
の適用

国際電話サービスの利用に係る通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信に関する料金は、国際電話サービスに係る通話の料金と合わせて定めることとし、料金その他の取扱いについては、国際電話サービス契約約款に定めるところによります。

(8)列車公衆電話の電
話機等との間の通信
の料金の適用

本サービス(当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者識別番号に係るものを除きます。)の契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に関する料金は、第 2 表(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

料 金 額	
料 金	次の秒数までごとに税抜額 10 円
	昼 間

種別		土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝
通信料	14 秒	26 秒	26 秒	28 秒

(注)上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。

(9)付加機能サービスの利用等に係る通信の料金の適用

- ア 別表 1(付加機能サービス)に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けている本サービスの契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額を適用します。
- イ 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。
 - (ア)当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの蓄積のために行った通信
 - (イ)当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能の利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通信
 - (ウ)当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信

(10)当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱い

- 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱います。
- ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができな

	<p>った日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日。)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合、機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2)過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(11)通信料の減免等	<p>ア 次の通信については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)当社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等(110番、118番又は119番)への通信</p> <p>(イ)災害が発生した場合に当社が指定する端末設備からり災者が行う通信</p>
(12)ショートメッセージ通信モード	<p>外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信(以下「国</p>

による通信の料金の適用	際ショートメッセージ通信」といいます。)に関する料金については、第2表(料金額)に規定する額を適用します。
-------------	---

2-1-1

(1)本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額
通信料	本サービスからの通信	20円

(2)ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額
通信料	本サービスからの通信	20円

イ ア以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額
通信料	本サービスからの通信	50円

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1)(2)以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額
通信料	本サービスからの通信	20円

イ 本サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア)(イ)以外のもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10 円
通信料	本サービスへの通信	30 秒

(イ)東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10 円
通信料	本サービスへの通信	15.5 秒

(3)KDDI 株式会社との間に設置した相互接続点(当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴う KDDI 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税抜額
通信料	本サービスからの通信	20 円

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2-2-1 2-2-2 以外のもの

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税抜額
デジタル通信料	本サービスからの通信	36 円

2-2-2 相互接続通信に係るもの

(1)(2)以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額
デジタル通信料	本サービスからの通信	36円

イ 本サービスの契約者回線等への通信に係るもの
(ア)(イ)以外のもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10円
デジタル通信料	本サービスへの通信	16.5秒

(イ)東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10円
デジタル通信料	本サービスへの通信	8.5秒

(1)KDDI株式会社との間に設置した相互接続点(当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限り、)への通信に係るもの
その相互接続通信に伴う KDDI 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額
通信料デジタル	本サービスからの通信	36円

3-1

ショートメッセージ通信

送信1回ごとに

料金種別	料金額
------	-----

		次の税 抜額
ショートメッセージ 通信料	1～70 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	3 円
	71～134 文字 (半角英数字のみの場合 161～306 文字)	6 円
	135～201 文字 (半角英数字のみの場合 307～459 文字)	9 円
	202～268 文字 (半角英数字のみの場合 460～612 文字)	12 円
	269～335 文字 (半角英数字のみの場合 613～765 文字)	15 円
	336～402 文字 (半角英数字のみの場合 766～918 文字)	18 円
	403～469 文字 (半角英数字のみの場合 919～1071 文字)	21 円
	470～536 文字 (半角英数字のみの場合 1072～1224 文字)	24 円
	537～603 文字 (半角英数字のみの場合 1225～1377 文字)	27 円
	604～670 文字 (半角英数字のみの場合 1378～1530 文字)	30 円

3-2

国際ショートメッセージ通信に係るもの

送信 1 回ごとに

料金種別		料金額
国際ショートメッセ ージ通信料	1～70 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	50 円
	71～134 文字 (半角英数字のみの場合 161～306 文字)	100 円

	135～201 文字 (半角英数字のみの場合 307～459 文字)	150 円
	202～268 文字 (半角英数字のみの場合 460～612 文字)	200 円
	269～335 文字 (半角英数字のみの場合 613～765 文字)	250 円
	336～402 文字 (半角英数字のみの場合 766～918 文字)	300 円
	403～469 文字 (半角英数字のみの場合 919～1071 文字)	350 円
	470～536 文字 (半角英数字のみの場合 1072～1224 文字)	400 円
	537～603 文字 (半角英数字のみの場合 1788～1377 文字)	450 円
	604～670 文字 (半角英数字のみの場合 1378～1530 文字)	500 円

第3表 付加機能サービス料

1 適用

名称	概要
SMS オプションサービス ※1	制御信号のみを利用し、文字、数字、記号等の伝送(当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの

SMS オプションサービス以外のものは、別表1に定める。

※1 第1表アに記載のプランのうち、第1表イで定める「ワイヤレスデータ通信及び回線交換サービスの提供を受けるもの」に記載があるプランのみ付加可能とします。

2 料金額

名称	単位	料金額(月額)
		次の税抜額
通話中着信機能(キャッチホン)	1 契約ごと	200 円
留守番電話機能	1 契約ごと	300 円

SMS オプション料	1 契約ごとに	150 円
------------	---------	-------

第 4 表 最低利用期間型プランに係る解約金

1 適用

最低利用期間型プランに係る解約金	
(3)最低利用期間型プランに係る解約金の適用	最低利用期間型プランに係る解約金は、2(料金額)に規定する額を適用します。
(4)最低利用期間型プランに係る解約金の適用除外	<p>契約者は、次の場合には第 2 表(料金額)の規定にかかわらずその最低利用期間型プランに係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)最低利用期間の満了後に、その契約の解除に係る申出があったとき。</p> <p>(イ)契約者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p>

1 契約ごとの解約金

区分	最低利用期間型プランに係る解約金の額
	次の税抜額
神プラン+音声に係る解約金	9,500 円
1GB プラン+音声に係る解約金	9,500 円
2GB プラン+音声に係る解約金	9,500 円
3GB プラン+音声に係る解約金	9,500 円
5GB プラン+音声に係る解約金	9,500 円
7GB プラン+音声に係る解約金	9,500 円

第 5 表 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用

(1)手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	ア 登録事務手数料	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	イ SIMカード切替手数料	本SIMカード種別を変更する際に、支払いを要する料金
	ウ SIMカード有償交換手数料	本SIMカードを再発行する際に、支払いを要する料金
	エ MNP転出手数料	本SIMカードをMNP転出する際に、支払いを要する料金
	オ 契約解除手数料	「アゲアゲプラン」を解約する際に、支払いを要する料金
(2)SIMカード有償交換手数料の適用除外	本SIMカードを再発行する場合において、本SIMカードの初期不良、及びユーザーの責任によらない不良による再発行の際には、SIMカード有償交換手数料は、(1)欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、適用しません。	

2 料金額

料金種別	単位	料金額
		次の税抜額
(1)登録事務手数料	1契約ごとに	3,400円※1
(2)SIMカード切替手数料	1枚ごとに	3,000円
(3)SIMカード有償交換手数料	1枚ごとに	3,000円
(4)MNP転出手数料	1枚ごとに	3,000円

(※1 SIMカードの受取日(又は当社の定める料金月開始起算日)が2018年6月1日以降のお客様より適用いたします。SIMカードの受取日(又は当社の定める料金月開始起算日)が2018年5月31日までの場合は、改定前料金額3,000円が適用されます。この規定は、2018年5月7日より施行されます。)

第6表 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。※2
----------------	------------------------------

(※2 ワイヤレスデータ通信のみの適用を受けるプランの契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。この規定は、2017年10月26日より施行されます。)

2 料金額

契約ごとに

区分	単位	料金額(月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 3 円

(注)ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第7表 SIM カード損害金

1 適用

SIM カード損害金の適用	本 SIM カードを当社に返還すべき場合において、当社が定める期日までに、当社が貸与した本 SIM カードを当社に返還しない場合、SIM カード損害金の支払いを要します。
---------------	---

2 料金額

1 枚ごとに 税抜額 3,000 円

第8表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1)通信の種類	<p>国際アウトローミングにより利用できる通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード又はショートメッセージ通信モードに限り、さらに、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者ごとに異なるものとし、規約別表7に定めるところによります。</p> <p>(注1)国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者により異なります。</p>

	<p>(注2)注1の規定によるほか、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、通信の状況等により変動します。</p> <p>(注3)国際アウトローミングに係る通信の種類により、その外国の電気通信事業者の営業区域が異なる場合があります。</p>
(2)国際アウトローミング利用料の適用等	ア 国際アウトローミング利用料は、その通信の種類に応じて第15条(回線交換サービスにおける国際アウトローミングの利用等)の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と2(料金額)の規定により算定した額を適用します。
(3)国際アウトローミング利用料の区分の適用	国際アウトローミング利用料の区分は、規約別表7に定めるその国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者のグループ及び規約別表8に定めるその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域に応じて適用します。

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

(1)(2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
	1分までごとに次の料金額		
グループ1	50円	125円	265円
グループ2	75円	175円	265円
グループ3	75円	280円	280円
グループ4	75円	380円	380円
グループ5	80円	180円	280円

グループ 6	80 円	280 円	280 円
グループ 7	80 円	380 円	380 円
グループ 8	125 円	140 円	265 円
グループ 9	130 円	380 円	380 円
グループ 10	130 円	580 円	580 円
グループ 11	125 円	380 円	380 円
グループ 12	480 円	880 円	880 円
グループ 13	180 円	480 円	480 円
グループ 14	580 円	980 円	980 円
グループ 15	650 円	650 円	650 円

(注)在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2)国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額
	1分までごとに次の料金額
グループ 1	75 円
グループ 2	80 円
グループ 3	125 円
グループ 4	130 円
グループ 5	480 円
グループ 6	150 円
グループ 7	—

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

(1)(2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左 2 欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
			信

	1分までごとに次の料金額		
グループ 1	100 円	380 円	380 円
グループ 2	280 円	480 円	480 円
グループ 3	100 円	280 円	280 円
グループ 4	210 円	410 円	410 円
グループ 5	280 円	580 円	580 円
グループ 6	280 円	680 円	680 円

(注)在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2)国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額
	1分までごとに次の料金額
グループ 1	100 円
グループ 2	280 円
グループ 3	—

2-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信 1 回ごとに

区分	料金額
下欄以外のもの	100 円
OnAir Switzerland Sàrl、AeroMobile AS、及び Maritime Communications Partner as、AT&T Mobility LLC、Landssími Ísland hf.、Vodafone Malta Limited の船舶に係るもの	170 円

第 9 表 番号案内料等

1 適用

番号案内料等の適用	
(1)番号案内接続通信料の適用	相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は2(料金額)に規定する額を適用します。
(2)番号案内料等免除者の取扱い等	番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

区分	単位	料金額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

以上

2016年7月11日一部改訂
2016年7月25日一部改訂
2016年7月27日一部改訂
2017年3月21日一部改訂
2017年3月22日一部改訂
2017年10月16日一部改訂
2018年5月7日一部改訂
2018年7月18日一部改訂